

議案第 25 号

所沢市一般職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について

所沢市一般職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 18 日提出

所沢市長 小野塚 勝 俊

提案理由

夜間看護手当について、看護師及び准看護師の勤務体制の見直しに伴い、所要の改正を行うため、本案を提案するものである。



所沢市一般職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

所沢市一般職員の特殊勤務手当に関する条例（平成23年条例第42号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「額は」の次に「、深夜における勤務1回につき」を加え、同項各号を次のように改める。

- (1) 正規の勤務時間が深夜の全部を含む勤務である場合 7,300円
- (2) 正規の勤務時間が深夜の一部を含む勤務である場合 次に掲げる場合の区分に応じ、次に掲げる額
  - ア 深夜における勤務時間が4時間以上である場合 3,550円
  - イ 深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満である場合 3,100円
  - ウ 深夜における勤務時間が2時間未満である場合 2,150円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日から施行日にかけて従事した看護師及び准看護師に支給する夜間看護手当については、なお従前の例による。